

消防予第131号
平成22年3月18日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の実施について

3月13日未明に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホームの火災の発生を受け、消防庁では同日付けで「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」(平成22年3月13日付け消防予第130号)を発出し、認知症高齢者グループホーム等の利用者の入所を伴う社会福祉施設等に対し、防火安全対策の更なる徹底を図っていただいているところですが、今後、類似の火災の発生を防止するため、小規模社会福祉施設等について下記により関係部局と連携し緊急調査を行うようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第一(6)項口に掲げる用途に供するもののうち、平成22年3月18日時点において、以下に該当するもの。

- (1) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設。
- (2) (1)に該当しない施設のうち、同別表第一(6)項口に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡未満のもの。

2 調査内容

別紙1の調査様式により、別紙2の要領に従って、調査願います。

3 回答要領

- (1) 消防本部(東京消防庁・各指定都市消防本部を含む。)

調査様式(※別途メールで電子ファイルを送付します。)に必要事項を入力の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

(2) 都道府県

ア 都道府県内における各消防本部からの回答を調査様式上ひとつのシートに取りまとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

イ その際、ファイル名は「〇〇県」とし、送付願います。

4 備考

(1) 集計の関係上、数字データについては、半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないよう願います。

(2) 調査様式のエラーチェックについては、1項目に回答が2以上記入されている場合、記入漏れの場合、文字列入力となっていた場合等に表示されることが大半であると考えられますので注意願います。

5 回答期限

平成22年4月20日（火）

6 その他関係省庁における調査への協力等について

本火災の発生を踏まえ、厚生労働省老健局高齢者支援課長から別添1のとおり、国土交通省住宅局建築指導課長から別添2のとおり調査の依頼がなされているところであり、福祉部局及び建築部局と連携を図りながら、以下の点に留意し、調査を実施していただきますようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省及び国土交通省と協議済みであることを念のため申し添えます。

(1) 福祉部局及び建築部局と調査対象及び調査結果について情報の共有を図るとともに、必要に応じて調整等を行うこと。

(2) 他部局が所管する法令について違反又はその疑いを発見した場合には当該所管部局に速やかに通報を行うこと。

(3) 認知症高齢者グループホームについては、厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長より「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制等の点検について」（平成22年3月14日付け老推発0314第1号）が別添3のとおり通知されていることから、消防法令違反のある施設についてはその内容を福祉部局に通報すること。

(4) 消防法令違反への是正指導及び経過措置期間中の消防用設備等の早期設置指導等においては、必要に応じて福祉部局及び建築部局と連携を図ること。

総務省消防庁予防課 村井・篠木

(e-mail : h.shinoki@soumu.go.jp)

電話 03-5253-7523・FAX 03-5253-7533